

平成17年度 第1回 泡瀬地区環境利用学習推進連絡会を、平成17年8月5日（金）に沖縄市福祉文化プラザ2階 研修室1, 2にて行いました。

日 時：平成17年8月5日（金）14：00～

場 所：沖縄市福祉文化プラザ2階 研修室1, 2

出席者：小濱哲名桜大学国際学部長、赤嶺得信県鳥獣保護員

普久原泡瀬復興期成会事務局長、當間沖縄県建築士会沖縄市支部長

港湾計画課 富田課長補佐

中城湾港出張所 与那覇環境管理官、大城係長、

中城湾港建設事務所 川端次長、新田主任

沖縄県港湾課 玉城主幹、山城技師

沖縄市役所 山内生涯学習課長、又吉環境課長、市立郷土博物館

沖縄市役所東部海浜開発局 神里局長、仲宗根課長、大城技査、兼城技師

## 泡瀬地区環境利用学習推進連絡会会則（案）

（総則）

第1条 本連絡会は、泡瀬地区環境利用学習推進連絡会と称する。

（目的）

第2条 泡瀬地区における環境学習を継続・発展させるために、関係する機関・団体等で定期的な会議を持ち、情報や人材等の相互提供できるような連携体制を築くことを目的とする。

（構成）

第3条 本連絡会は、基本的に泡瀬地区における環境利用学習に関係する別表に掲げる機関・団体等で構成する。

2 本連絡会の構成機関・団体等は、必要に応じて追加できるものとする。

（活動内容）

第4条 本連絡会の目的を達成させるために次のことを行う。

- （1） 環境利用学習の啓発及び実践促進
- （2） 環境利用学習プログラムの利用促進
- （3） 環境利用学習運営の検討
- （4） その他本会の目的達成に必要な事項

（会議及び運営）

第5条 会議は、必要に応じて開催するものとする。

2 会議の進行役は、沖縄市東部海浜開発局計画調整課長とする。

3 計画調整課長は、会議を招集するものとする。

4 沖縄市東部海浜開発局計画調整課は中城湾港出張所と連携して、本連絡会の運営を行う。

附 則

この会則は、平成17年8月5日から施行する。

## 概要

- ・会議は必要に応じて実施する。
  - ・運営については東部海浜開発局が行う。(他の機関・団体等と協力しながら)
  - ・連絡会に参加したい団体等は東部海浜開発局へ推薦し、連絡会の承認を得る。
  - ・野鳥観察会は春と秋がよい。これから実施するなら11月後半から12月中旬までがよい。
  - ・器具や安全上の面から人数は30人ぐらいがよい。
  - ・泡瀬地区において実施されている環境利用学習等の情報を東部海浜開発局に集め、整理し、スケジュールや人材バンクのようなものを公表していく。
  - ・具体的に泡瀬地区におけるみどころを探す。生物マップを作成する。
  - ・泡瀬地区での環境利用学習のルールがなく、比屋根湿地では野犬が野鳥を襲う。公共下水道への接続がされていない。新しい島ができたならどういうふうにしていけばいいのか。現場の人から集める。泡瀬地区での環境利用学習のマニュアルをつくり、これを使えばある程度までのレベルの学習ができるようにする。
  - ・実践をしながら東部海浜開発局に情報を集め、県や国へあげていく。
  - ・次回の連絡会では具体的にどの場所が利用できるか。どういった生物がいるのか。どんなことが問題かを話し合う。
  - ・各機関等の実施計画を東部海浜開発局に集める。効率的にやる。
  - ・たえず泡瀬地区で環境利用学習をやっているというふうにしたい。年間を通して。
  - ・年間スケジュールを作成する。
  - ・学習を実施しているところに様式を送付し、それを整理する。
- 
- ・泡瀬地区環境利用学習名簿は利用目的別に分けたほうがわかりやすい。管理と指導も分ける。
  - ・バリアフリーネットワーク会議も名簿へ入れる。
  - ・環境利用学習専門部会のH16アンケート(NPO対象)を目的別に再整理する。
  - ・各団体等でどういった取り組みがされているかを整理する。
  - ・社会、文化、歴史もきちんとひろいあげていく。
  - ・諸見里のPTAの役員が環境利用学習の講師をしている。
  - ・泡瀬復興期成会では泡瀬の歴史について小、中学校から依頼があればパワーポイントで説明している。
  - ・各機関、団体等のホームページの充実を図った方がよい。英語版のページを作成すればいろいろなところへPRできる。
  - ・新港地区の水路ではトカゲハゼが増えており、その観察会もできる。
  - ・一緒になって観察会を実施することで勉強になり、子ども達へ教えることができる。
  - ・次回連絡会は11月を目途に開催する。